

ウクライナ情勢をめぐる「外国為替及び外国貿易法」に基づく措置について

いつも西日本シティ銀行をご利用いただきありがとうございます。

弊行では、ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、「外国為替及び外国貿易法」に基づく措置への対応として、お客さまのお取引が以下の措置に該当しないことを確認させていただけます。

つきましては、ご依頼される外国送金が、以下の措置に関わるものでないことをご確認いただいた上で、ご依頼いただきますようお願い申し上げます。

ウクライナ情勢をめぐる「外国為替及び外国貿易法」に基づく措置

ロシア・ベラルーシ等に対する資産凍結等

- 資産凍結等の措置の対象となるロシア・ベラルーシの個人・団体、クリミア「併合」、ウクライナ東部の不安定化、ロシアの「編入」に関与する者への支払
※資産凍結等の措置の対象となるロシア・ベラルーシの団体（ロシア中銀を除く）により株式の総数又は出資の総額の50%以上を直接保有された団体も資産凍結等の対象

証券の発行等に関する禁止

- ロシア政府その他政府機関等が発行した証券の取得又は譲渡
- ロシア政府その他政府機関等による本邦における証券の発行又は募集
- ロシアの特定銀行による本邦における証券の発行又は募集
- 上記②及び③に掲げる発行又は募集のための労務又は便益の提供

技術提供・サービスに関する禁止

- ロシア・ベラルーシの居住者等に対する輸出禁止措置に関連する技術の提供
- ロシア・ベラルーシの特定団体に対する技術の提供
- ロシアの居住者等に対する信託業に係る労務又は便益の提供
- ロシアの法人等に対する会計・監査・経営コンサルタント業・建築・エンジニアリングに係る労務又は便益の提供

対外直接投資に関する禁止

- ロシアにおいて行われる事業に係る対外直接投資
- ロシア法人等及びロシア法人等に実質的に支配されている法人により外国において行われる事業に係る対外直接投資

ロシア産原油又は石油製品の価格上限に係る資本取引に関する規制

- ロシアを原産地とし、海上において輸送される原油又は石油製品の上限価格を超える輸入に関連する金銭の貸付契約又は債務の保証契約に基づく債権の発生等に係る取引の禁止

- 上記内容は随時更新しております。最新情報は、財務省及び経済産業省のホームページをご確認ください。
- お客さまのお取引が上記の措置に関わるものでないことを確認するため、資金を含むお取引の流れや海外の受取人とのご関係について詳細をお尋ねするほか、お取引の内容を確認できる書類等のご提出をお願いすることがございます。（ご提出いただいた書類等は、内容確認の記録として写しをとらせていただきます。）
- また、これらの書類のご提出をもって、お取引の実行をお約束するものではありません。書類をご提出いただいた場合であっても、弊行の判断により、お取引をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承くださるようお願い申し上げます。